

# 院内清掃業務委託仕様書

本業務は、茨城県立こころの医療センター（以下「当院」という。）において、適切な清掃、廃棄物処理等の業務を通じて当院内を常に清潔で衛生的な状態にし、良好な医療環境を維持・創出することを目的とする。

本仕様書は、当院内清掃業務の概要を示すものである。業務の性質上、記載のない事項であっても、清掃作業に付帯するものは本委託契約の範囲に含むものとする。

なお、受託者が業務の遂行にあたっては、常に細かい気配りを持って丁寧に実施することを心がけるものとする。

## 1 委託内容

受託者は、別紙1「作業要領」に記載した業務を別紙2「作業要求水準」を満たすよう誠意をもって実施すること。

## 2 実施場所

茨城県笠間市旭町654番地

茨城県立こころの医療センター

中央診療棟、一般病棟（6病棟）、医療観察法病棟、供給棟、デイケア棟、児童思春期デイケア棟、及び敷地内付属施設並びに近接敷地内を対象とする。

## 3 業務日並びに業務時間

業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、翌年度以降の歳出歳入予算においてこの契約に係る金額について減額または削減があった場合は、この契約は解除できるものとする。

業務日 平日並びに土曜日

（国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。ただし、年末年始等の連休の業務日は別途協議のうえ決定するものとする。）

業務時間 午前7時30分から午後4時15分

## 4 作業計画

本仕様書に基づき、清掃作業実施計画（週間、年間）並びに清掃作業員月間勤務予定表を作成し、当院の承認を受けたうえで作業を実施すること。なお、承認した清掃作業実施計画等であっても、当院の都合により、変更、修正を求めることがある。

また、診療・療養や周辺環境に影響を与えるおそれのある作業を行う場合は、事前に当院と協議するとともに、実施中は実施状況について、毎日報告を行うこと。

## 5 現場責任者及び作業従事者

受託者は業務を実施するにあたって、別紙2の作業要求水準を満足させるため、別紙3の選定条件を満たす人員を次の構成で配置しなければならない。

なお、当院は、別紙2の作業要求水準を満足させることができないと判断したときは、受託者に対して業務に従事する者の増員を要求することができるものとし、受託者は当院からの要求にしたがって業務に従事する者を増員しなければならない。

受託者は、配置した現場責任者及び作業従事者名簿（氏名、住所、年齢、性別、実務経験、取得資格等を記載すること）に現場責任者として選任した者の病院清掃受託責任者講習修了証書の

写しを添えて当院に提出すること。

なお、業務受託期間中に現場責任者及び作業従事者の変更があった場合は、速やかに名簿を変更のうえ、当院に提出すること。

### (1) 現場責任者

受託者は現場責任者を選任して、業務期間中、うち1名を常駐させるものとする。

現場責任者は当院における清掃業務の責任者として作業従事者を管理監督するとともに、清掃作業に従事すること。

当院は、受託者にPHS1台を貸し与える。受託者は業務期間中、現場責任者にPHSを常時携帯させ、常に当院と連絡を取れる状態を保つこと。

なお、貸与されたPHSは善良なる管理のもとに使用するものとし、紛失、水没、水濡れ、破損等により使用不可能となった場合、受託者は代替機との交換、修理等に要する費用を負担すること。

### (2) 作業従事者

受託者は、清掃作業に従事する者を次の構成で配置すること。

#### ①清掃作業A班並びに清掃作業B班（作業要求水準を満たすに必要な人数を配置すること）

中央診療棟並びに病棟等の清掃作業に従事する作業従事者を2分してA班とB班を構成すること。

A班、B班それぞれよりリーダーを選出し、責任を持って作業に従事すること。

なお、A班のリーダーを現場責任者が兼ねることは妨げないものとする。

#### ②巡回清掃班（1名以上を配置して作業要求水準を満たすこと）

中央診療棟1階に配置し、1日に6巡回を目安として、概ね1時間おきのトイレの点検清掃並びにホール、待合室等の巡回清掃に従事すること。

また、院内各所からの臨時清掃要請に対応すること。

#### ③ゴミ回収管理班（1名以上を配置して作業要求水準を満たすこと）

院内各所からのゴミ並びに医療廃棄物の回収、集積所におけるゴミの分別や集積所の清掃並びに管理、駐車場やグラウンドのゴミ拾い等の業務に従事すること。

毎日の業務は、中央診療棟1階の外来、玄関ホール、交流プラザ並びに各トイレ等を当日業務に従事する清掃作業員全員で一斉に清掃を行って外来患者の来院に備えること。

なお、中央診療棟1階の清掃作業は午前8時45分までに終了すること。

中央診療棟1階の作業終了後、清掃作業A班並びに清掃作業B班は清掃作業実施計画に沿って院内各所の清掃作業に従事すること。

巡回清掃班は引き続き中央診療棟1階において巡回清掃に従事すること。

### (3) 業務に従事する者の服務・規律

受託者は、業務に従事する者に本仕様書の内容を周知徹底し、次に掲げる事項を厳格に守らせたうえで業務にあたらせること。

①勤務中は、社名、氏名、顔写真入りの名札を着用すること。

②勤務中は、礼儀正しく品行を慎み、患者・面会者等の病院利用者と接するときには、当院の一員として接遇や言葉遣いに留意すること。

③患者のプライバシーに十分に配慮し、尊重すること。

④勤務中に飲酒をしてはならない。また酒気を帯びて勤務してはならない。

⑤病院敷地内での喫煙、その他勤務の遂行を怠るような行為をしてはならない。

⑥業務中に知り得た患者の情報等を第三者に漏らしてはならない。

#### (4) 業務に従事する者に対する教育、研修

受託者は、新たに業務に従事する者を雇い入れたときには、別紙3の3に定める知識並びに技能を習得させてから業務に従事させること。

また、受託者は、現に業務に従事している者に対しても清掃業務に関する知識並びに技能を向上させるための教育、研修を継続して実施することとし、終了後、任意形式の教育研修実施報告書を提出すること。

なお、当院は、日々の清掃状況等から業務に従事する者の知識並びに技能が不足すると認めた場合は、個別に教育、研修を要求することができるものとする。

#### (5) 業務に従事する者の院内感染予防

受託者は、新たに業務に従事する者を雇い入れたときは、当院の業務に従事する前に、麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜの疾病4種類の抗体検査を受けさせ、全ての抗体があることが確認できた者のみ業務に従事させること。

なお、抗体検査及びワクチン接種に係る費用は受託者が支払うものとし、抗体検査結果及びワクチン接種の実施に係る書類を委託者に提出するものとする。

### 6 作業確認

現場責任者は、業務終了後、別添様式の「清掃委託業務日誌」を記入し提出するものとする。

現場責任者は、作業実施箇所を常に巡視し、作業等の不備がないようにすること。

患者・病院関係者等からクレーム等の問題が生じたときは、速やかに当院に報告すること。

なお、「清掃委託業務日誌」の記載内容と異なり、作業要求水準を満たしていないと認める場合、当院は業務のやり直しを命ずることが出来るものとし、併せて、業務改善計画書の提出を求めることが出来るものとする。

### 7 作業用被服

作業従事者は統一された専用被服を着用すること。

作業内容に応じて、マスク、ゴーグル、ディスポーザブル予防衣、長靴等を適宜着用すること。

専用被服は常に清潔を保つこと。感染、汚染防止等のため清潔を保つ必要が生じた場合は、業務を中断して速やかに更衣を行うこと。

### 8 安全性の確保

業務の遂行にあたっては、安全性を確保するため次のことに留意しなければならない。

#### (1) 感染対策を徹底し、感染の発生源とならない。

①CDC（アメリカ疾病管理予防センター）ガイドラインを踏まえ、清掃業務から実現する院内感染防止策を講じること

②当院の院内感染対策マニュアル及び院内感染対策委員会からの指示等を遵守し、特に新型コロナウイルス感染症対策については、十分な配慮をすること。

③レジオネラ症の危険性が予想される設備の清掃について、厚生労働省の「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」に基づき実施すること。

④感染・汚染された環境は、迅速に修復すること。

#### (2) 安全性に配慮した業務を遂行すること。

①業務を実施するにあたっては、EPA（アメリカ環境保護局）、OECD（経済協力開発機構）、LCDC（カナダ疾患管理臨床検査センター）等に登録された、安全性が高くかつ効果的な除菌洗浄剤等を使用することとし、使用薬剤の一覧表を当院に提出すること。

②清掃を行う場所の用途、清浄度レベル等に応じて、適切な洗剤・ワックス・薬品等を選択し、

使用すること。

- ③使用する全ての清掃機材は、常に清潔な状態を保ち、整理整頓のうえ適切に保管・交換すること。
- ④患者の誤飲や、自殺企図を防ぐため清掃機材の扱いには特に注意すること。
- ⑤感染性廃棄物の取扱いについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び当院が定める「院内感染対策マニュアル」に基づいて実施すること。
- ⑥ゴミ類は、別添作業要領2（1）①に定める種類毎に分別して収集することとし、混合・混入させないこと。
- ⑦作業中は、患者の安全性に配慮し、ほこりが舞い上がらないよう注意すること。

## 9 費用負担

費目	内容	費用負担		備考
		当院	受託者	
人件費	現場責任者、作業従事者の人件費等		○	
機材費	清掃に必要な機械、器具、用具等		○	用途に適合した品質良好な物を使用すること
	清掃に使用する洗剤、薬品、ワックス等		○	
	清掃時に使用する手袋、マスク等消耗品		○	
被服費	現場責任者、作業従事者の作業服、エプロン、帽子等の制服		○	統一された、清潔な制服を使用すること
	上記の者の洗濯費用		○	
光熱水費	清掃に必要な電気代、水道代等			節約に努めること
ゴミ処理費	一般ゴミ（可燃物、不燃物、資源ゴミ等）	○		
	感染性医療廃棄物	○		
	清掃業務に関連して発生する廃薬品等の特殊な処理を必要とするゴミ		○	
衛生消耗品費	トイレットペーパー、ペーパータオル、石鹸、ゴミ袋等	○		
健康管理費	現場責任者、作業従事者の健康診断、予防接種の費用		○	
研修費	現場責任者、作業従事者に対する教育、研修等の費用		○	
事務費	業務に係るコピー代、事務用品、通信費等		○	
営業諸経費	本社経費、管理費ほか、受託者の営業活動に関するもの		○	

なお、上記の表に定めのない項目の費用負担について疑義が生じたときは、双方協議のうえで費用負担を決定するものとする。

## 10 衛生環境の確保

本業務を通じて、当院の病院業務に支障のない衛生環境を保つため、次の点に留意すること。

- (1) 達成すべき環境衛生基準に即して、適切な方法と計画により業務を実施し、病院の衛生環境の向上に努め、悪臭のない、整然とした美しい環境を提供すること。
- (2) 他の委託業務等との連携により、病院の環境が常に清潔に保たれた状態を維持すること。
- (3) 手入れの行き届いた適切な清掃を行うこと。
- (4) 回収中の廃棄物を院内の廊下等へ放置しないこと。
- (5) 一時回収した一般廃棄物・産業廃棄物及びそのゴミ容器は、患者の目の届かない場所へ置くこと。
- (6) 回収した廃棄物の分別を確認し、不十分な場合は、分別作業を行うこと。
- (7) 院内で回収した一般廃棄物、産業廃棄物は必要に応じ適切に梱包し専用の運搬車でそれぞれ所定の場所に安全な状態で集積すること。また内容物の表示を徹底すること。
- (8) 排出された感染性廃棄物は所定の保管庫に集積し、施錠すること。
- (9) 季節的な変動にも対応できる適切な業務の体制を確保すること。

## 11 火災・盗難防止

- (1) 作業実施にあたり、鍵を必要とする場合はその都度、中央監視室から鍵を借り受け、作業終了後には速やかに返却すること。(必ず『鍵受付簿』に記入し、授受を明確にしておくこと)
- (2) 借用した鍵は、キーチェーン等を利用し紛失等がないよう策を講じること。
- (3) 火災・盗難等には十分注意し、作業終了後は、窓、出入口等を確実に施錠すること。

## 12 損害賠償

受託者は、本委託業務に関する賠償責任保険に加入することとし、当院の求めに応じ速やかに賠償保険契約書の写しを提出できるように適切に保管すること。

受託者が作業実施にあたって建物・工作物・その他に対し損害を及ぼした場合は、当院の指示に従うこととし、保険金の支払いの有無にかかわらず、すべて受託者の負担にて修復・補償するものとする。

## 13 業務上の疑義

業務の内容その他について疑義が生じた場合は、その都度、当院と受託者との間で協議のうえ決定するものとする。

## 14 報告義務

受託者は、作業中に事故等が発生した場合、当院に事故内容を速やかに報告すること。

受託者は、業務従事者が感染症に感染したことが疑われる場合は、業務に就くことを禁じるとともに、当院に速やかに報告すること。

## 15 作業従事者更衣室

本業務に係る作業従事者の更衣室は、当院指定の場所を無償で貸与する。

なお、当該更衣室は他の委託業務従事者との共同使用となるので、更衣室の管理、清掃等は業者間で調整のうえで行うこと。

## 16 協働体制の構築

当院の職員との連携及び情報交換を密に行うとともに、専門的理解を深め、各担当作業の質の向上に努めること。

業務の遂行にあたって、判断のつかない事項が生じた場合は、必ず当院と協議すること。

当院が開催する委員会等に出席を求めた場合、現場責任者はこれに応じること。

## 17 機密保持

本業務において、受託者は、当院から開示若しくは提供され、又は業務を行う過程で知り得た一切の情報（以下「情報等」という。）について機密を保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。

ただし、事前に当院から書面による承諾を得た情報については上記の限りではない。

なお、上記の規定に関わらず受託者は自己の役員・従業員のうち、本業務を遂行するにあたって知る必要がある者に対してのみ情報等を開示することを認める。

受託者は、自己の役員・従業員並びに当院の承諾を得て情報等を開示した相手先が情報等を第三者に提供、開示又は漏洩しないよう厳重に指導及び監督する義務を負うものとし、社内に情報等を管理する責任者を配置し、管理規程を設けなければならない。

受託者が得た情報等は、本業務遂行の目的にのみ使用するものとし、事前に当院から書面による承諾を得ることなく、他のいかなる目的にも使用してはならない。

情報等に係る事故が生じた場合、受託者は速やかに当院へ報告し、当院の指示のもと適切な措置を講ずるものとする。

情報等の機密保持の義務は、本業務期間が終了した後も存続する。

## 18 遵守事項

受託者は、業務の実施にあたり、関連法令を遵守し病院運営に支障を来さないようにするとともに、善良な管理者の注意を払うこと。

その他、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 医療法施行規則第9条の15第1項から第6項までの内容を遵守すること。
- (2) 平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知の第三の内容を遵守すること。
- (3) 平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の第九の内容を遵守すること。
- (4) 当院の行う指示に誠意をもって従うこと。
- (5) 常に業務改善のための研究努力を行うこと。
- (6) 省資源、省エネルギーに努めること。
- (7) 衛生管理に努めること。
- (8) 災害防止に努めること。
- (9) 受託者及び作業従事者は、業務上知り得たことについて、指定された関係者以外には一切漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 19 注意事項

### (1) 病室・診療室等の清掃

- ①閉鎖病棟内に入る際は、出入口扉のベルを押して看護師に解錠してもらうこと。
- ②清掃に入る前及び清掃後に病棟の看護師長又は副看護師長若しくは看護責任者(以下「看護師長等」という。)の確認を得ること。
- ③医療観察法病棟における清掃作業は、必ず看護師長等の立会いのもとで行うこと。
- ④清掃順序・時間や病棟内の鍵の取扱い、病室への入室や作業等については看護師長等と打ち合わせを行ったうえで清掃にとりかかること。
- ⑤清掃用具、消耗品等の置き忘れがないよう注意し、病棟を離れる際には必ず数の確認を行うこと。

- ⑥作業の都合等により、患者を移動させる必要がある場合には、看護師長等に依頼すること。
- ⑦ゴミ箱（病室を含む）のゴミは、収集のうえ病棟外に搬出すること。
- ⑧掃除機等の機器は低騒音のものを使用することとし、場合によっては箒を使用すること。
- ⑨清掃用具や消毒薬等の薬液を適切に使用・管理し、業務を行い、省資源にも配慮すること。
- ⑩業務中に患者の異変を感じた場合、すみやかに医師・看護師等へ報告すること。
- ⑪医療機器類、薬剤類、診療材料類、スタッフステーション・事務室等の書類、患者及び職員の私物等には、無断で触れないこと。
- ⑫塵埃を飛散させ、また水の飛沫等を医療機器等にかけたりしないよう十分注意すること。
- ⑬清掃器具類を、医療機器等にあてたりしないよう慎重に扱うこと。
- ⑭火災には十分注意をし、引火性・発火性の強い製品は使用しないこと。
- ⑮清掃時に移動した椅子、調度品類は、元の位置に戻し整理整頓とすること。また、使用後の清掃器具類は所定の位置に整理整頓すること。

## (2) 感染、汚染防止

- ①あらかじめ定めたゾーニングに沿って、効率的かつ確実な感染防止を図りながら清掃業務にあたること。
- ②用具等の使用にあたっては厳格なカラーコントロールを実施することとし、知識の不足や怠業が院内感染の原因となるようなことがあってはならない。
- ③移動中も用具等の取扱には注意を怠ってはならず、業務中、1階と2階を移動する際にエレベータを使用する場合は、3号機に限定すること。

## 20 非常事態対応

当院が火災、落雷等の災害に被災したとき、また、大規模広域災害等が発生したことにより他病院・施設等から患者等を受け入れるとき等、現在休床中の病棟等を一時的に使用して非常事態に対応することがありえる。

非常事態発生時、当院は休床病棟を臨時病棟として使用できる状態とするための臨時清掃の実施を受託者に要請できるものとし、要請を受けた受託者は速やかに作業員と資材を確保して臨時清掃を実施するものとする。

なお、上記臨時清掃に要する費用については、別途、当院と受託者の協議のうえ決定するものとする。

## 作業要領

### 1 清掃箇所並びに清掃作業内容、清掃頻度

受託者は、別添「平面図」に定められた区域の床面、ゴミ箱、便器等を清掃すること。

通常行うべき作業の概要については下記のとおりとするが、作業要求水準を満たすために必要があれば、適宜作業を実施すること。

#### 【日常清掃】

##### (1) 床の清掃

- ①床の素材に合わせて、床掃き及びモップ拭き、水洗い及び濡れ雑巾拭き、高性能エアフィルタ付真空掃除機等による塵埃、砂等の吸い取り、粘着テープ等最適な清掃方法を選択して清掃を行ったうえ、必要に応じて床面の消毒を行うこと。なお、床の清掃を行う際に、埃が舞い上がることがないように、ていねいな清掃を心掛けること。
- ②各出入口口に設置した玄関マットの埃を落とし、必要に応じて水洗い等を実施すること。
- ③風除室、玄関ホール、交流プラザ、供給廊下等はその場所に適した機能を持つ自動床洗浄機等を使用し、美観を保つこと。
- ④食事配膳時刻の30分前を過ぎた後は、食堂並びにその周辺の清掃を行ってはならない。もし、清掃中に食事配膳時刻の30分前を過ぎると予想される場合は、清掃に着手してはならない。
- ⑤病室の床を清掃する際は、必ずベッドの下の清掃も行うこと。
- ⑥真空掃除機を使用する際は周囲の状況に注意し、発生する作動音や電源ケーブル等が病院業務の妨げになることがないように心掛けること。

##### (2) 便所、洗面所、汚物処理室等の清掃

- ①当院が準備するトイレットペーパー、ペーパータオル、液体石鹸等の補充を行うこと。
- ②便器、床、洗面台等の清掃、消毒を行うこと。
- ③すのこ、マット等を敷いている箇所は、清掃、洗浄を行うこと。
- ④便器に付着した尿石、排水パイプのつまりを除去し、予防措置として、適宜、薬品を投入すること。
- ⑤蛇口、ハンドル等金属部及び鏡の磨き、換気扇の清掃を行うこと。
- ⑥必要に応じてスポットクリーニングを実施すること。
- ⑦病室内の便所、洗面台等も同様に清掃すること。
- ⑧転倒防止のため、清掃後、床に水気を残さないこと。
- ⑨中央診療棟1階の便所、洗面所、採尿室については、毎朝始業時に清掃を行ったうえ、概ね1時間おきに点検を行い、状況に応じて適宜清掃、消耗品補充等を行うこと。また、ドアハンドル、便座、ペーパーホルダー、スイッチ等の消毒を、清掃時並びに点検時毎に実施すること。
- ⑩便所等、汚染管理区域並びに汚染拡散防止区域の清掃に使用するモップ、クロス等は頻繁にすすぎを行ったうえ、必ず殺菌消毒剤に浸して清掃を行うこと。

##### (3) 什器等の清掃

- ①ゴミ箱の処理を行い、またその拭き掃除をすること。
- ②外来待合室等の長椅子等備品の拭き掃除をすること。
- ③玄関ホール、交流プラザ等のテーブル、椅子等の拭き掃除をすること。
- ④会議室、研究室等は清掃時に机の上の拭き掃除も併せて行うこと。



- ⑤病棟の食堂、面会室、リビング等のテーブル、机、椅子等の拭き掃除を行うこと。
  - ⑥共用スペースのテレビ、棚等の拭き掃除を行うこと。
  - ⑦病室内の棚、保護室の柵等の拭き掃除を行うこと。
  - ⑧病棟のリビングや外来、交流ホール等に置かれたソファ等移動可能な家具類は清掃の度に移動して、その下の床も清掃すること。
- (4) 浴室、シャワー室、脱衣所、更衣室の清掃
- ①浴槽、浴室、シャワー室、脱衣所の清掃を行うこと。
  - ②排水パイプのつまりを除去すること。
  - ③蛇口、ハンドル等金属部及び鏡の磨き、換気扇の清掃を行うこと。
  - ④必要に応じてスポットクリーニングを実施すること。
  - ⑤病室内の浴室、シャワー室等も同様に清掃すること。
  - ⑥清掃後、床、浴槽、洗面台並びに洗面器等に水気を残さないこと。
- (5) 1－2病棟の清掃における特記事項
- ①使用する清掃用具等は病棟専用の物とし、他の病棟で使用する用具と混用してはならない。
  - ②如何なる場所の清掃においても、殺菌消毒剤を用いた湿式清拭による仕上げを行うこと。
- (6) 感染対策上の留意事項
- ①部屋ごとの清掃頻度に関わらず、ドアノブ、ドア、照明スイッチ、エレベータスイッチ、手すり、カウンター、公衆電話、自動再来機等の高頻度接触面は1日1回以上殺菌消毒剤を用いて入念に清拭すること。なお、金属部分には次亜塩素酸ナトリウムを含む殺菌消毒剤を使用してはならないものとし、第四級アンモニウム塩等のその他の成分を含む殺菌消毒剤を選択すること。
  - ②汚染管理区域、汚染拡散防止区域で使用する用具とそれ以外の区域で使用する用具の混用は厳禁とする。モップカート、用具置き場等においても用具等が混じり合うことのないように管理すること。また、病棟等においてモップ等のすすぎを行う場所を区別し、同じシンクを使用しないこと。
  - ③ノロウイルス、ロタウイルス等強い感染力をもつ感染症に罹患した患者が発生した病棟については、1－2病棟における清掃と同様に用具等を発生病棟専用とするとともに、殺菌消毒剤による湿式清拭による仕上げを行うこととする。なお、この措置は、感染の収束が確認できるまで継続するものとする。
  - ④日々の清掃終了後、その日に使用したモップ、クロス等は洗濯、消毒を行って翌日の作業に備えること。その際も(5)①並びに(6)②、③の管理を徹底して行うこと。
  - ⑤次亜塩素酸ナトリウムを含む殺菌消毒剤は、使用の度に必要な濃度に希釈することとし、希釈液を長期間保存してはならない。
- (7) その他
- ①中央診療棟玄関ホール、風除室、外来待合室等のガラスの清掃を適宜行うこと。
  - ②部屋は隅々まで清掃し、換気排煙窓、天井等に蜘蛛の巣があった場合等は取り除くこと。
  - ③ドア上部、棧、壁面、カーテンレール、照明等、眼の高さよりも高い場所の清拭を行い、埃をなくすこと。なお、はたきの使用は禁止とする。
  - ④階段は踏み面だけでなく、蹴上り面の清掃も行うこと。
  - ⑤病棟スタッフステーション、汚物処理室並びに外来処置室、スタッフスペース等の流し台の清掃並びに消毒を行うこと。

⑥共用スペース等の洗面台並びにその周囲の清掃を行い、鏡磨きを行うこと。ただし、病棟等当院内に設置された鏡の一部はステンレス製であることを踏まえ、鏡磨きで使用する用具、薬剤等を適宜選択すること。

⑦中央診療棟2階の当直室1，2，3，4は、通常の床清掃のほか、ベットのシーツ、枕カバーを交換し、部屋のゴミの処理を行う。

#### 【定期清掃】

##### (1) 床の清掃

①ワックス塗布床は表面洗浄によりワックス内部に浸透している汚れを除去し、床を保護するため新たにワックス塗を行うこと。

②カーペット床は高性能エアフィルタ付真空掃除機等による塵埃、砂等の吸い取りを行った後、床下の構造等を考慮のうえ、スチーム機能付きエクストラクタ等最適な清掃方式を選択して清掃すること。シミ抜きが必要な場合はカーペットを取り外しての洗浄等を実施すること。

③タイル床、石材床は床材に適したブラシ、パッド等を選択のうえ、自動床洗浄機による磨きを行うこと。

##### (2) 定期清掃時の注意事項

椅子、ソファ、テーブル、ベッド、床頭台、ゴミ箱、車輪付き家具、並びに手持ち可能な物品等は全て移動したうえで床の清掃を行うこと。

#### 【その他】

清掃時に発生した汚水はすべて薬剤等により中和したうえで、排水すること。その際も区域区分による管理を徹底すること。なお、排水処理を行うことが不適切な廃液については受託者の責任で適切に処理するものとし、その際の費用は受託者の負担とする。

## 2 ゴミの収集作業・ゴミ集積所の管理

### (1) 可燃・不燃物等廃棄物の収集

①院内の病棟及び各施設（可燃物と不燃物に分別済み）、グラウンド、駐車場から出たゴミ等を回収し、以下により区分してゴミ集積場に収集すること。

- ・可燃ゴミ 生ゴミ、紙くず、貝殻、プラスチック類、紙おむつ、革製品、ゴム製品、剪定枝、木材、ビニールシート等
- ・不燃ゴミ せともの類、コップ、鏡、ガラス類、傘、おもちゃ、小型家電製品、飲料物以外の缶・びん・金属類等
- ・粗大ゴミ 家庭電化製品（家電リサイクル法の指定するものを除く）、自転車、ストーブ、家具、ガスレンジ、カーペット、寝具、トタン等
- ・資源ゴミ アルミ缶、スチール缶、ガラス瓶、ペットボトル、段ボール、雑誌、衣類、シーツ等
- ・有害ごみ 乾電池類、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計等

②ゴミ箱等のゴミを回収する際、必要に応じてゴミ箱等のビニール袋を清潔なものと交換すること。

③ゴミ箱等が汚れている場合は洗浄すること。また、必要に応じて殺菌消毒剤を用いて清拭すること。

④ゴミ回収時に、周囲を汚染しないよう十分に注意すること。

⑤回収頻度は次のとおりとするが、必要に応じて回数の変更や随時回収を指示することがある。

ア. 毎日収集

各病棟、中央診療棟、供給棟、デイケア棟、思春期デイケア棟

イ. 週1回収集

正門付近、各駐車場、グラウンド、院内道路及び建物周辺等敷地内

(2) 感染性医療廃棄物の収集

- ①回収指定場所から、排出された密封ペール缶、密封段ボール箱入りの感染性医療廃棄物を回収し、回収した数と同じ数の新しい容器、ビニール袋等を配布すること。
- ②容器を回収する際は、必ず、病棟看護師長等責任者の確認を取ること。
- ③感染性医療廃棄物の回収作業にあたる者は、当院が密封作業を行った容器以外に触れてはならない。
- ④専用容器の取り扱いには十分注意し、不用意な取扱いによる針刺し事故、破損、ふたはずれによる二次汚染を防止すること。
- ⑤回収した感染性医療廃棄物は他の廃棄物と区別し、感染性医療廃棄物庫へ保管すること。
- ⑥回収頻度は(1)⑤アと同一とする。ただし、②により病棟看護師長等責任者回収不要とした場合はこの限りでないものとする。

(3) ゴミ集積所の管理

- ①ゴミ集積所内は常に整理整頓に努めること。
- ②排出されたゴミは、(1)①及び(2)⑤により分類・分別した状態で保管し、当院が契約したゴミ収集処分業者の収集があるまで適切に管理すること。
- ③ゴミ集積所において、悪臭や液体の流出、害虫の発生等がないよう常に注意し、対策を施すこと。

3 その他

作業中に他の箇所でも緊急に清掃の必要が生じた場合、作業従事者の一部はその箇所に行って臨時に清掃を行う、ゴミを回収する等、臨機応変に対応すること。

## 1 建物の清掃

主な対象		項目
屋外施設 非常口 階段	階段、スロープ、階段吹抜、踊り場、非常口、出入口、中庭、軒、外灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や砂、土等が溜まっていない。</li> <li>・木の葉やガム、吸い殻等のゴミが落ちていない。</li> <li>・鳥のフンの汚れや、クモの巣・糸、落書き等がない</li> </ul>
	手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔でシミ、汚れがない</li> </ul>
壁 覆い 天井	壁、天井、屋根（屋内外とも）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や砂、土等が溜まっていない。</li> <li>・クモの巣・糸、落書き等がない。</li> </ul>
	照明、スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指紋の跡や汚れ、シミ等がない。</li> <li>・埃や砂が溜まっていない。</li> </ul>
	光沢面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磨かれており、つやを保っている。</li> </ul>
窓 ガラス	ガラス面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指紋の跡や汚れ、シミ等がない。</li> </ul>
	窓枠、溝、出窓の棚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や砂、ゴミ等が溜まっていない。</li> </ul>
ドア	ドア、ドア枠(屋内外とも)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や砂、土等が溜まっていない。</li> <li>・指紋の跡や汚れ、シミ等がない。</li> </ul>
	通気口、ガラリ、その他換気口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物がなく、埃や砂、土等が溜まっていない。</li> <li>・クモの巣・糸、落書き等がない。</li> </ul>
	ドアの溝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や砂、ゴミ等が溜まっていない。</li> </ul>
	ドア表面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガムや指紋の跡、汚れ、シミ等がない。</li> </ul>
	ドアノブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れ、シミ等がない。</li> </ul>
硬い床(フローリング、コンクリート等)	床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や砂が溜まっていない。</li> <li>・ゴミが落ちていない。</li> <li>・濡れていない。</li> <li>・端や角、動線上の光沢や障害物が無い。</li> <li>・シミ等の汚れがない。</li> </ul>
	調度品、器材・電気製品の下部・周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クモの巣がない。</li> <li>・埃や砂が溜まっていない。</li> <li>・ゴミが落ちていない。</li> </ul>
	光沢のある床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丁寧に磨かれており、つやを保っている。</li> </ul>
	清掃直後又は濡れた床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者に配慮した標識と転倒等の事故防止策がなされている</li> </ul>
	ダストコントロール、マット等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奥へ入り込んだ埃や土がはたいてある。</li> <li>・シミ等の汚れがない。</li> <li>・端と裏面に埃や土がついていない。</li> </ul>
	消火器等の備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定位置から移動していない。(元の位置に戻してある。)</li> </ul>
	床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほこりや砂が溜まっていない。</li> <li>・糸くずやゴミ等が落ちていない。</li> <li>・濡れていない。</li> <li>・シミ等の汚れがない。</li> </ul>

やわらかい床	調度品、器材・電気製品の下部・周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クモの巣がない。</li> <li>・埃や砂が溜まっていない。</li> <li>・ゴミが落ちていない。</li> </ul>
	カーペット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ずれや盛り上がりがない。</li> <li>・収縮や色落ち、繊維の劣化が起こらない清掃が施されている。</li> </ul>
	ダスト・コントロール、マット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奥に入り込んだ埃や土がはたいてある。</li> <li>・シミ等の汚れがない。</li> <li>・端と裏面に埃や土がついていない。</li> </ul>
	消火器等の備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定位置から移動していない。(元の位置に戻してある。)</li> </ul>
ダクト	換気口、排気ダクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物がなく、埃や砂、土が溜まっていない。</li> <li>・クモの巣がない。</li> </ul>

## 2 什器・備品等の清掃

主な対象		項目
電気製品と器具	電気製品・器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や土が溜まっていない。</li> <li>・油汚れやシミがない。</li> <li>・定位置から移動していない。(元の位置に戻してある。)</li> </ul>
	モーター式通気口等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や糸くずがなく、きれいである。</li> </ul>
	給湯器、自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れや水溜り、水ハネ等がなく、清潔に保たれている。</li> </ul>
什器・備品	表面の硬い什器・備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や土が溜まっていない。</li> <li>・指紋の跡等の汚れがない。</li> <li>・定位置から移動していない。(元の位置に戻してある。)</li> </ul>
	柔らかい什器・備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や土がついていない。</li> <li>・シミがない。</li> <li>・定位置から移動していない。(元の位置に戻してある。)</li> </ul>
	カーテン(病室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃やクモの巣がない。</li> <li>・シミ等の汚れがない。</li> <li>・糸くず等ゴミがついていない。</li> </ul>
	棚、長椅子、椅子、戸棚、クローゼット、ロッカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃や散乱物、シミ汚れがない。</li> <li>・隅々まで清潔さが保たれている。</li> <li>・定位置から移動していない。(元の位置に戻してある。)</li> </ul>
便所、洗面所、浴室設備	陶器部分、個室仕切、合成樹脂の表面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シミ、液体、石鹼カス等の汚れがない。</li> </ul>
	シャワー、スクリーン(間仕切)、付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シミ、すじ、汚物、石鹼カス、酸化物等の汚れがない。</li> <li>・匂いがない。</li> </ul>
	壁タイル、金属部表面、鏡とその付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほこりがない。</li> <li>・磨いてあり、つやを保っている。</li> </ul>
	シャワーカーテン、バスマット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シミ、カビ、液体等の汚れがない。</li> <li>・匂いがない。</li> </ul>

	配管、排水口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埃がたまっていない。</li> <li>・配管のつまりがない。</li> <li>・石鹸カス等の汚れがない。</li> </ul>
	浴槽、手洗器、便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不快な匂いがない。</li> <li>・清潔さが保たれている。</li> </ul>
	生理用品、オムツ等の汚物入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔さが保たれている。</li> <li>・適切に内容物が回収され、収容量を保っている。</li> <li>・定位置から移動していない。(元の位置に戻してある。)</li> </ul>
	床面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シミ、カビ、埃等の汚れがない</li> <li>・清掃後の水濡れが残っていない。</li> </ul>

### 3 廃棄物容器の清掃管理

主な対象		項目
廃棄物用の容器	各種ゴミ容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔に保たれている。</li> <li>・液体汚れやべたつきがない。</li> <li>・容器内に回収残りのゴミがない。</li> <li>・不快な匂いがしない。</li> <li>・分かりやすい分別表示がしてある。</li> <li>・内容物が適切に回収され、収容量を保っている。</li> <li>・定位置から移動していない。(元の位置に戻してある。)</li> </ul>
廃棄物用の容器	保管用倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫が発生していない。</li> <li>・内容物が弁別されている。</li> <li>・内容物が適切に回収され、収容量を保っている。</li> </ul>

### 4 患者の利用する器材の清掃

主な対象		項目
患者の利用する器材	ベット、床頭台、ベット柵、オーバーテーブル、椅子、机、電話機、食堂テーブル、車椅子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚物、指紋の跡、皮脂等の汚れがない。</li> <li>・埃をかぶっていない。</li> <li>・液体漏れがない。</li> <li>・粘着テープや接着剤の跡等が残っていない。</li> <li>・不快な匂いがしない。</li> <li>・埃やクモの巣がなく、モップの紐等が絡んでいない。</li> <li>・各器材の機能が保たれている。</li> <li>・定位置から移動していない。(元の位置に戻してある。)</li> </ul>

### 5 外構等の清掃

主な対象		項目
	グラウンド、駐車場・舗装路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ等がない。</li> <li>・落ち葉等が散乱していない。</li> <li>・交通の障害になるような物が放置されていない。</li> </ul>

## 6 ゴミの収集作業・ゴミ集積所の管理

主な対象	項目
可燃・不燃物等廃棄物の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるゴミ、空き缶（アルミ、スチール）、空きビン、ペットボトルその他に区分されている。</li> <li>・ペットボトルのフィルム、キャップが取りはずされている。</li> <li>・病院建物内外のゴミの収集忘れがない。</li> </ul>
ゴミ集積所の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボールは散乱しないようにきちんと集積されている。</li> <li>・大型のスチール製品、木製品等の什器類は転倒防止策がとられている。</li> <li>・蛍光管、電球、窓ガラス等は飛散防止策がとられている。</li> <li>・集積所は障害物やゴミが放置されておらず、いつでも機能的に整理整頓されている。</li> <li>・異臭等の発生がない。</li> <li>・害虫等の発生がない。</li> </ul>
医療性廃棄物庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収済み容器はきちんと密閉されている。</li> <li>・整理整頓されている。</li> <li>・異臭等の発生がない。</li> </ul>

## 7 環境の整備

主な対象	項目	
視覚的な印象	全エリア	・整然としており、散らかっていない
	フロア	・備付けの備品や器材以外に物がなく、きれいである。
	備品	・清掃しやすいように手入れが行き届いている。
	避難経路と非常口、出入り口周辺	・障害物やゴミが放置されておらず、いつでも機能できる。
臭い	全エリア	・不快な匂いがしない。
	室内	・防臭が施され、機能している。

## 別紙3

### 1 現場責任者選定条件

#### (1) 次の事項について相当な知識のある者

- ①作業計画の作成
- ②作業の方法
- ③作業の点検及び業務の評価
- ④清掃区域等医療施設の特性に関する事項
- ⑤感染の予防・医療関係法規及び労働関係法規の研修

#### (2) 業務責任者として医療関係機関清掃3年以上の実務経験を有する者

#### (3) 病院清掃受託責任者講習修了者（一般財団法人医療関連サービス振興会指定、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会主催）であり、修了証書の有効期限が満了していないこと

### 2 作業従事者の条件

#### (1) 次の事項について知識がある者

- ①要求内容が理解でき、それにあつた清掃ができる
- ②清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
- ③感染の予防
- ④清掃業務の教育を受けた者

なお、清掃業務の教育内容とは下記のとおりとする。

### 3 清掃業務の教育について

施設の清掃の業務を適切に行うため、必要な知識及び技能を習得することを目的とし、下記の内容若しくはこれに準ずる内容とする。

- ①標準作業書の記載事項
- ②個人情報に関する事項
- ③感染予防に関する事項
- ④医療事故（針刺し等）防止に関する事項
- ⑤医療廃棄物の分類
- ⑥精神科病院に関する事項（清掃用具の取扱い、閉鎖病棟の必要性等）
- ⑦構造、設備に関する事項
- ⑧その他必要事項

### 4 定期清掃作業責任者選定

清掃作業責任者は、ビルクリーニング技能検定合格者で、厚生労働大臣に指定する講習を修了した者とする。



## 参考条文等

### 医療法

第十五条の三 病院、診療所又は助産所の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならない。

- 一 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者
- 二 病院又は診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者であつて、その者が検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの

2 病院、診療所又は助産所の管理者は、前項に定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

### 医療法施行規則

第九条の十五 法第十五条の三第二項の規定による医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入院の用に供する施設の清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所又は助産所における当該業務を委託する場合にあつては、この限りではない。

- 一 受託業務の責任者として、施設の清掃に関し相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
- 二 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
- 三 真空掃除機（清潔区域（手術室、集中強化治療室その他の特に清潔を保持する必要がある場所をいう。）の清掃を行う場合にあつては、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器とする。）、床磨き機その他清掃用具一式を有すること。
- 四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
  - イ 区域ごとの作業方法
  - ロ 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
  - ハ 感染の予防
- 五 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
  - イ 業務内容及び作業方法
  - ロ 清掃用具
  - ハ 業務の管理体制
- 六 従事者に対して、適切な研修を実施していること。